

# NEWS

吉村敏男県議会活動報告  
Vol.21

風を通そう!

吉村敏男

福岡県議会議員  
〔飯塚市・嘉穂郡(桂川町)選挙区〕

よしもとさんお



県議会も節電対策でノージャケット・ノーネクタイとなりました。

## 心新たに四期目スタート、 初心忘れず頑張ります。

先の統一自治体選挙では大変お世話になりました。民主党政権への不信、不満もあり強烈な逆風の中での選挙でしたが、福岡県議会は、私も含め22名が当選し、全国で唯一議席を伸ばすことができました。

県議会「民主・県政クラブ県議団」は7名の有為の新人も加わり、引き続き私が県議団長の任にあたることになりました。民主党福岡県連幹事長との兼任で大忙しの毎日ですが、今期も初心を忘れず全力で頑張ります。

なお、今回の東日本大震災でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

2011年 盛夏  
吉村 敏男

## 6月定例県議会終了

県予算案 過去最大規模の1兆6195億円  
県債残額 3兆円を超える

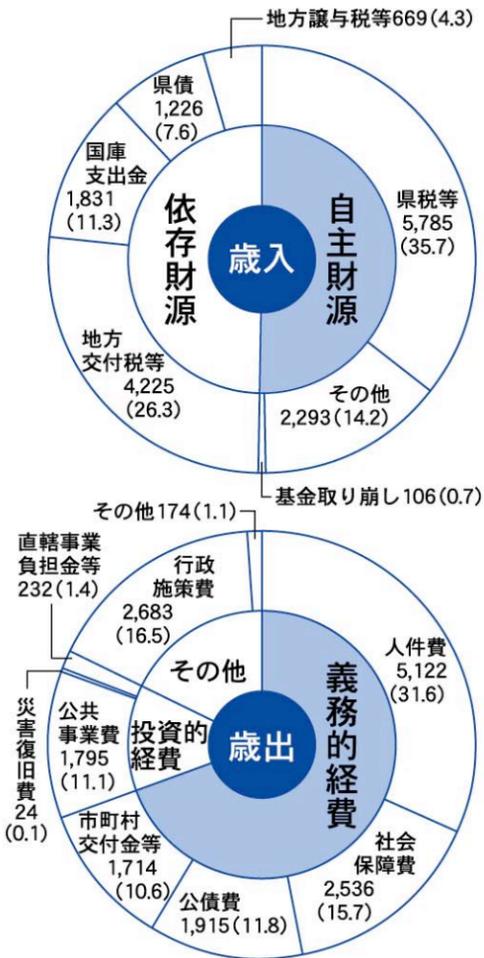
2011年4月10日に実施された統一自治体選挙初の予算議会となる県議会6月定例会が、6月22日から7月20日までの29日間の日程で開催されました。4月に知事選があったため、県は7月までの暫定予算を組んでいました。初めて予算案を編成した小川知事は、議案提案説明で「県民幸福度日本一」を目指す最初の予算。被災地の復興、国力の維持で我々が役割を果たすため「元気を西から」を実現するため、まず「福岡県を元気にする」と述べました。

(2面に続く)

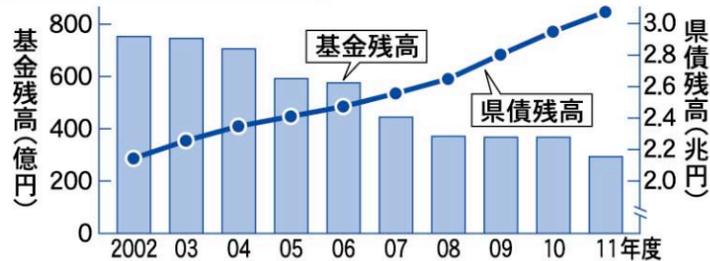
今回提案された2011年度一般会計当初予算は、総額1兆6195億円と、前年度に比べ295億円増え、過去最大となりました。これは、公共事業費が国の補助事業の削減や、震災地への振り分けで減少する中、県単独事業費を前年比112億円増の880億円とするなど、厳しい財政状況の中で、地域経済の下支えを図る内容となっていることは評価できます。しかし一方で、県債残額は、遂に3兆円を超え、過去最大となる3兆862億円まで膨らんでいます。確かに、県債残高の4分の1に当たる7700億円は、国が後年度に全額地方交付税で補填する、臨時財政対策債ではあります。しかし、見方によっては財政破綻とも指摘される県財政の状況を、私たちは大変危惧しています。県財政が破綻しないよう(福岡県の財政が破綻するときは、国も破綻するときですが)今後も健全な財政運営ができるよう、一般行政施策の見直しも含めた全力での取組みを進めなければなりません。2011年度本県の歳入、歳出の比率及び基金と県債残高の推移は次のとおりです。

## 2011年度県一般会計当初予算案

(単位は億円。カッコ内は構成比=%)



### 基金と県債残高の推移



## 原子力安全協定締結申し入れ検討

### 代表質問で知事答弁

6月定例県議会のわが会派の代表質問は私が行いました。県議会は二月議会から「議会改革プロジェクトチーム」を発足させ(私もそのメンバーです)議会改革に取り組んでいますが、その目玉のひとつが、これまで時間短縮のため事前に行っていた「質問」と「答弁」の「過度のすり合わせの廃止」です。今回から質問項目だけを通告し、そのことに対する知事の基本的考え方を聞いたうえでやり取りします。知事や執行部側も大変ですが、議員側も「質問力」を試されるため、その力量が白昼にさらされることとなります。しかし、この取組みは基本的に議論の透明性を高め、県民のみなさんに内容を分かりやすくお伝えするためには、あたり前のことですが画期的なことです。今回の代表質問は今後の一種モデル的な形となることから、私も全力で取組みました。質問通告した六つの大項目のうち、時間切れで2項目は質



問に入れませんでした(一般質問で岩元県議が質問)小川知事とのやり取りでは、いくつかの点で積極的な答弁を引き出すことができました。

#### (1)九州電力と福岡県との原子力安全協定の締結

安全協定は各電力会社と原発立地県との間にしかありませんが、今回の福島原発の事故を受け「原発隣接県の本県も県民に原発の情報を伝え、安全確認の実施、放射線の監視を行うため安全協定を

結ぶべき」との質問に対し、知事は「内容を精査し協定を申し入れる方向で検討を始めたい。」と踏み込んだ答弁を行いました。

#### (2)EPZ(防災対策重点地域)拡大について国に働きかけ

EPZは現在、原発から半径8km~10kmの同心円で設定されていますが、今回の事故で地形や風向きで避難地域が大きく異なることが判明したので、「EPZを実態に合わせて拡大することを国に働きかけるべきだ」との質問に対し、知事は「EPZの拡大と設定は地形や風向きも踏まえ決めべき」と自ら国に申し入れ、働きかけることを答弁しました。

#### (3)放射線監視装置(モニタリングポスト)の設置について検討

モニタリングポストは、現在本県には1台(佐賀県は25台)しかありません。そこで、原発の放射線に対する県民の不安を払拭するため、「糸島市や福岡市にモニタリングポストを設置すべき」との質問に対し、知事は「国の助成措置の動向を見ながら検討する」考えを示しました。(国の第二次補正で措置される見込みですから秋頃には設置される見通しです。)

#### (4)県民幸福度日本一はスローガンではなく政策目標と明言

小川知事の公約のひとつ「県民幸福度日本一」について、私は幸福度の尺度、日本一の達成手段、

達成の目標時期を質しましたが、知事は「幸福は人によって感じ方が違う、どうやって測るかが難しい」と曖昧な答弁に終始しましたが、これはスローガンではなく「政策目標」であることは明言しました。今後の目標の達成度について繰り返し質問が続くことが予想されます。会派としても折りにふれ質していきます。

#### (5)その他

- ①「元氣は西から」とは福岡県がどのような状態になった時を指すのか。
- ②次期の本県の統合計画になぜ5年間(実質4年間)と短いのか。
- ③九州広域行政機構における議会側との協議不足。
- ④本県の「福岡・アジア国際戦略特区構想の成長戦略」について議論しました。

※詳しくは県議会ホームページをご覧ください。



民主党県政クラブ県議団

## 代表質問・質問骨子は以下のとおりです。

### 1. 東日本大震災と、震災に起因する原発事故について

#### 大震災の本県経済への影響について

- 本県の経済への影響と現状の把握。県内中小企業に対する支援策(制度融資のほか)。
- 震災からの生産活動の回復についての見通し。

#### 同じく雇用への影響について

- 雇用の現状と動向の把握と具体的な雇用対策。県、市町村職員の被災地への派遣について。
- 今後の派遣についての方針と計画。

#### 「県防災計画」の見直し(原発関連)について

- 国の原子力防災に関する「防災基本計画」の見直しが遅れる中、本県独自の「防災計画」策定について。国の見直しに関して最低必要事項は何か。
- 県と玄海原発の事業者との間で、「原子力安全協定」を結ぶことに対する知事の所見。
- 本県と長崎・佐賀、3県による「原子力防災3県連携会議」の開催の目的と会議の内容、および今後、3県としての原子力防災についての方向性。
- EPZの実態にあった範囲拡大に対する知事の所見。
- 玄海原発のEPZの範囲についての知事の所見。
- 原発の安全性の確保という観点と、本県における産業政策の観点からの玄海原発の運転再開に対する知事の所見。

### 2. 県政推進の基本姿勢について

#### 県財政に対する基本認識について

##### 二元代表制について

- ポピュリズムとも称されている首長たちの地方政治の運営手法に対する知事の所見。
- 前県政と議会との関係など、これまでの福岡県政における二元代表制についての知事の所見。
- 二元代表制に対する所見と、議会との関係構築に対する所見。

##### 知事の政策の基本スタンスについて

- 前県政の環境・福祉政策に対する知事の基本認識。知事が考える前県政で転換すべきもの。反省すべき課題はないか。
- 「元気を西から」の具体的な実現方法と、前県政にはない小川県政ならではの県政とは。「県民幸福度、日本一をめざす」ことについて
- 「県民幸福度、日本一の福岡県」とは、どのようなものか。
- 現時点で知事が考えている「幸福度」の尺度。
- 現状の福岡県の「幸福度」に対する知事の所見。本県を「幸福度」を日本一にするための課題。
- 「県民幸福度、日本一」をいつまでに、どのような手段で実現するのか。

#### 県の「長期計画」の策定について

- 「長期計画」の必要性と重要性について、どのような認識を持っているか。
- 新「長期計画」の中心テーマは何か。
- 前「長期計画」策定時と現在とを比べた場合の、知事の時代変化に対する認識。
- 今の計画期間は、なぜ5年間と短いのか。

### 3. 地域主権改革の推進について

#### 「九州広域行政機構」の設立

- 3機関を受け入れた場合の人員・予算規模。権限と規模。
- 議会側との協議する手続きが抜け落ちていること理由。議会代表者会議の役割や権限についての知事の所見。
- 地域主権改革の流れの中での「九州広域行政機構」設立の意義、役割に対する知事の所見。
- 「九州広域行政機構」を正式に設立させるための本県での手続きとスケジュール。
- 県内市町村への情報提供。

### 4. 本県のアジア戦略構想について

- 本県の「福岡・アジア国際戦略特区構想」と、今回成立した国の「総合特別区域法」と関係についての所見。
- 今回の法成立を踏まえた県としての「特区構想」指定に向けた今後の取り組み。
- 法成立による本県の成長戦略への影響についての知事の認識。

(質問時間不足のため、以下はわが会派の岩元県議が一般質問で質しました。)

### 5. 教育問題について

#### 「新学習指導要領」の完全実施。

- 「新学習指導要領」に沿った授業時間確保に対する教育長の所見と、移行期間から見てきた課題は何か。
- 学力の低い層の割合を少なくするための対応。
- 学習内容の増えた教科書と授業時間の関係に対する教育長の所見。
- 教職員の多忙化への対応。

### 6. 暴力団対策について

- 本部長が「追い込まれた暴力団の焦り」と判断される理由。
- 暴力団排除の取り組みの進捗、および成果と課題。
- 暴力団が関与する犯罪の検挙率を上げるための取り組み。
- 現行の「暴力団対策法」の強化に向けた抜本的な見直しを求める要請行動継続に対する知事の所見。
- 知事ならびに本部長の暴力団排除に向けた決意。

## 原中誠志県議が内住の産業廃棄物問題で質問

今議会では、今度、福岡市中央区から初当選した原中県議(元飯塚市居住)が、自身が長年に亘って関わってきた内住の産廃問題について一般質問を行いました。

この質問については、これまでも私や吉柳順一前県議も取り上げ、県の姿勢を厳しく質してきました。小川知事は、4月の知事選のときより「県民幸福度日本一の福岡県」を掲げ、当選後も機会あるごとに「一人一人の幸福の実感、昨日より今日が良くなったと思えるような地域社会を再構築したい。」と述べ、「県民の生命、財産を守るののが県の最重要課題の一つ、負の部分は改善、解消する」と訴え続けています。

産業廃棄物による環境汚染問題は、まさにこの負の部分といえます。そして、この産廃問題の早期解決こそ、小川知事が唱える「県民幸福度日本一の福岡県」達成の一步です。

### 1. 内住産廃問題の経過

- 2001年7月 飯塚市内住の安定型産業廃棄物最終処分場の変更許可を県が出す。
- 2001年8月 処分場直下の大野川が白濁し、周変に異臭が漂い始める。住民は嘉徳保健所に原因説明を要請。同月14日、保健所職員が現地処分場に立ち入り調査に入る。処分場内に真っ黒な汚水池があることが判明、この汚水が異臭の発生源と判る。
- 2003年5月29日 地元住民は地裁飯塚支部へ、処分場の操業停止の仮処分申請を行う。
- 2004年9月30日 地裁飯塚支部は操業停止の決定を出す。
- 2005年12月1日 地元住民13人が原告となり、県を相手に、産業廃棄物の撤去を求める「義務付け訴訟」を福岡地方裁判所に提訴。
- 2008年2月25日 一審の福岡地方裁判所は、原告の訴えを却下。しかし、判決のなかで違法な産業廃棄物の処理があったこと、処分場内には違法に捨てられた廃棄物が存在すること、そのために起こった環境汚染を認める。
- 同年3月5日 原告側はこの決定を不服として、福岡高裁に控訴。
- 2011年2月7日 二審の判決では、産廃の撤去など環境保全に必要な措置を講ずるよう業者に命じることを県に義務付ける判決を言い渡す。一審判決を退け、住民が勝訴。
- 同年2月21日 福岡県はこの二審判決を不服とし、福岡高裁に上告。
- 同年2月22日 この県の作為に対し、県議会は県の上告取り下げを求める決議をほぼ全会一致で



△はじめての一般質問を行う原中議員

可決。

- 同年2月28日 福岡高裁は、同高裁で敗訴した県の上告について、手続きが不合法だとし上告を却下。
- 同年3月7日 県は、上告を却下した高裁の決定を不服とし、最高裁に特別抗告を行う。
- 同年3月28日 高裁は抗告を許可し、これによって県は今回の案件について上告ができるようになる。

### 2. 質問の要旨

原中県議は、今回の飯塚市内住産廃問題について、再質問も含め、以下のとおり質問。

- ①小川知事は、この間の内住の産廃問題について、どのような報告を受けているか。また、どのように認識しているか。
- ②本県議会は、「違法な廃棄物の存在は争い難い事実であり、周辺住民のことを考慮し早急に事態解決を図るべき」と上告取り下げの決議をした。知事は、この県議会における決議の重さをどのように認識しているか。
- ③今回の「義務付け訴訟」2審判決をどう考えているか。
- ④県が上告して、どうしても最高裁の判断を仰がねばならない理由とは何なのか。
- ⑤本件の事象発生から約10年の歳月が経つ。これ以上、地元住民へ苦難を強いることなく、また、県議会の議決の趣旨を踏まえ、早急に支障の除去について対策を講じるべきと考えるが、どうか。
- ⑥知事は、現地を視察する考えはないか。

(6面に続く)



### 3. 知事の答弁

知事の答弁は、以下のとおり。

①について、「この間の経過は詳細に聞いており、承知している。」として、これまでの県の対応を踏襲する考えを示す。

②については、「県議会の議決は重く思ってる。しかし、県議会と行政は二元性の下にあり、従って県議会の議決に縛られるものではない。」と答弁。

③、④については、「県はこれまで、法律や条例に基づいて施策を行ってきた。県の施策が間違っていないことを明らかにするには、裁判で公平な判決を求めるしかない。」と答弁。

⑤については、「これまで県の判断どおり。発生した事象については、健康被害や環境破壊を起こすまでとは考えていない。住民の方々の心労は許容範囲内と考える。」

⑥については、「いま裁判で係争中である。そのため、現地に行くことはできない。」と答弁。

### 4. 原中県議の話し

原中県議は、今回の質問の感想について「小川知

事は新しく誕生した知事であり、これまでの経過に束縛されることなく、問題解決と打開に向けて一歩踏み出すのではと期待していました。しかし、まるで前麻生知事の答弁でも聞いているかのように、前県政の政策をそのまま踏襲する回答ばかりでした。現地視察についても、現場主義、現地主義を標榜するといいつながら、都合の悪いところには出向かないということでした。

内住地区の方々には、これまで10年という長い年月、心から安らかに眠れた日々はないと思います。そのことを想うと、産廃の撤去、問題の完全解決に向け、更なる支援を続けていかなければと思いました。」と述べています。

この他、原中県議は「新行政改革大綱」の策定に向けた知事の見解を質しています。原中県議の今後の活動に期待します。



会派で初めての視察を行いました。



△福島原発事故を受け、九州電力玄海原子力発電所を視察(6月1日)



△北九州市小倉北区、勝山公園グリーンエコハウスを視察(6月2日)



△若松区、石炭火力の効率化を目指すJ-POWERを視察(6月2日)



△県議会、正副議長と四会派代表

topics

## 一般県道 高田天道停車場線が 開通します

平成18年から約5億5千万円を投じて建設中だった一般県道高田天道停車場線の椋本小学校付近から国道200号までの約0.5km区間が2車線でいよいよ開通します。

現在の道路は、幅員が4.0mと狭く歩道もないため、歩行者・自転車・自動車が交錯し非常に危険な状況でしたが、新道の開通により、道路を利用される方の安全性が大幅に改善されます。

開通日時:平成23年8月1日(月)  
10時から開通します。

吉村敏男 事務所

〒820-0082 飯塚市若菜52-1  
Tel.0948(23)1210 Fax.0948(25)6071

### お願い

個人情報保護法が施行され、個人情報の管理が厳しく制限されるようになりました。その結果、事務所として冠婚葬祭における祝電、弔電などが把握できず、大変失礼をいたしております。友人、知人、親族等の冠婚葬祭等がございましたら、ぜひ、御一報くださいますようお願いいたします。